

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特定健康診査・保健指導に必要な経費			担当部局庁	保険局	作成責任者			
事業開始年度	昭和20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室	高木 有生			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第72条の5及び第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条、船員保険法第113条			関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特定健康診査・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が共通に取り組む保健事業である。本事業では、特定健診・保健指導の実施による糖尿病等の発症・重症化の予防により医療費適正化を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。(国庫負担割合 1/3)								
実施方法	補助、負担								
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	22,650	21,817	22,397	22,578			
		補正予算	844	571	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		23,494	22,388	22,397	22,578	0		
	執行額		22,911	22,388	22,376				
執行率(%)		98%	100%	100%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		98%	100%	100%					
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金	17,231							
	健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金	2,764							
	全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金	2,010							
	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金	573							
計		22,578	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 35 年度
	平成35年度までにメタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数を20年度と比べて25%以上減少する。 ※第三期特定健康診査等実施計画期間(平成30年度~35年度)は、保険者による取組の努力を反映させるため、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に代えて、特定保健指導対象者数の減少率により、評価することとしている(平成20年度と比べて25%以上の減少を目標とする)。	成果実績	%	▲16.1	-	-	-	-	-
		目標値	%	-	-	-	-	-	▲25
		達成度	%	-	-	-	-	-	-

根拠として用いた統計・データ名(出典)		特定健診・特定保健指導の実施状況								
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込		
	平成35年度までに特定健康診査実施率を保険者全体で70%以上とする。	活動実績	%	48.6	-	-	-			
		当初見込み	%	-	-	-	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込		
	平成35年度までに特定保健指導実施率を保険者全体で45%以上とする。	活動実績	%	17.8	-	-	-			
		当初見込み	%	-	-	-	-			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	単位当たりコスト=X/Y	単位当たりコスト	円/人	1,756	1,661	1,589	-			
	X:特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金執行額 Y:特定健診実施人数+特定保健指導実施人数(国庫負担(補助)金の対象となる者に限る)	計算式	円/人	22,910,777,000/(11,704,387+1,346,427)	21,817,037,000/(11,807,480+1,326,397)	22,397,220,000/(12,752,078+1,337,008)	-			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること								
	施策	I-9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること								
	政策評価	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 35年度
			平成35年度までにメタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数を20年度と比べて25%以上減少する。 ※第三期特定健康診査等実施計画期間(平成30年度~35年度)は、保険者による取組の努力を反映させるため、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に代えて、特定保健指導対象者数の減少率により、評価することとしている(平成20年度と比べて25%以上の減少を目標とする)。	実績値	%	▲16.1	-	-	-	-
				目標値	%	-	-	-	-	▲25
			定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 35年度
			平成35年度までに特定健康診査実施率を保険者全体で70%以上とする。	実績値	%	48.6	-	-	-	-
				目標値	%	-	-	-	-	70
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 35年度	
	平成35年度までに特定保健指導実施率を保険者全体で45%以上とする。	実績値	%	17.8	-	-	-	-		
	目標値	%	-	-	-	-	45			
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、その円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。(国庫負担割合 1/3)										
改革項目	分野:	社会保障	全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築							
	(第二階層) KPI	KPI(第二階層)		単位	計画開始時 20年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 35年度	
		平成35年度までにメタボリックシンドロームの該当者・予備群の人数を20年度と比べて25%以上減少する。 ※第三期特定健康診査等実施計画期間(平成30年度~35年度)は、保険者による取組の努力を反映させるため、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に代えて、特定保健指導対象者数の減少率により、評価することとしている(平成20年度と比べて25%以上の減少を目標とする)。	成果実績	%	-	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-	▲25	
		達成度	%	-	-	-	-	-		

KPI (第二階層)	KPI (第二階層)	単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
			20年度			-年度	35年度
平成35年度までに特定健康診査実施率を保険者全体で70%以上とする。	成果実績	%	38.9	-	-	-	-
	目標値	%	-	-	-	-	70
	達成度	%	-	-	-	-	-
KPI (第二階層)	KPI (第二階層)	単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
			20年度			-年度	35年度
平成35年度までに特定保健指導実施率を保険者全体で45%以上とする。	成果実績	%	7.7	-	-	-	-
	目標値	%	-	-	-	-	45
	達成度	%	-	-	-	-	-
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係							
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。(国庫負担割合 1/3)							

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	特定健康診査・特定保健指導の実施の推進は、加入者の健康の保持・増進及び医療費適正化の観点から重要な施策であり、国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健康診査等に要する経費の負担(補助)を行う。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	第二期医療費適正化計画における実施率等の目標値を達成するために必要な事業であり、優先度が高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1/3(1/3相当)に設定している。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	各保険者と各種健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等に対する特定健康診査等に直接的に必要な費用に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	各保険者において、地域の実情に合わせた集合健診を実施するなど、特定健診・保健指導の費用の効率化に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	特定健診・保健指導の実施率は着実に上昇している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	
	所管府省名	事業番号	事業名
	厚生労働省	0261	後期高齢者医療制度事業費補助金
			特定健康診査・保健指導負担金等は、40歳以上75歳未満の者が受診する特定健康診査等の実施に要する費用を補助対象としている。 他方、左記事業は75歳以上の者が対象となる健康診査へ補助するものであり、それぞれの事業は重複していない。

点検・改善結果	点検結果	<p>特定健診の受診者数は、毎年度約100万人増加しており、実施率も着実に上昇している状況にある(平成20年度における実施率は、特定健診が38.9%、特定保健指導が7.7%であったのに対して、平成26年度は特定健診が48.6%、特定保健指導は17.8%)。</p> <p>特定保健指導の実施による医療費適正化効果については、約20万人を対象に5年間の経過分析を行い、特定保健指導の改善効果(腹囲2~3センチメートル減少、血圧等)が継続していることが確認され、また特定保健指導の実施者について、実施しなかった者と比較して、外来医療費で1年に6千円、3年で1.8万円の減少効果が確認されたことを公表している。</p>
	改善の方向性	<p>特定健診等の実施率は着実に上昇しており、特定保健指導の実施による医療費適正化効果についても確認されているところであることから、平成35年度の目標の達成に向けて更なる実施率の向上に努めていく。予算編成時においても、直近の活動実績を踏まえつつ、事業が円滑に実施されるよう、財政支援に必要な予算の確保に努める。</p>

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

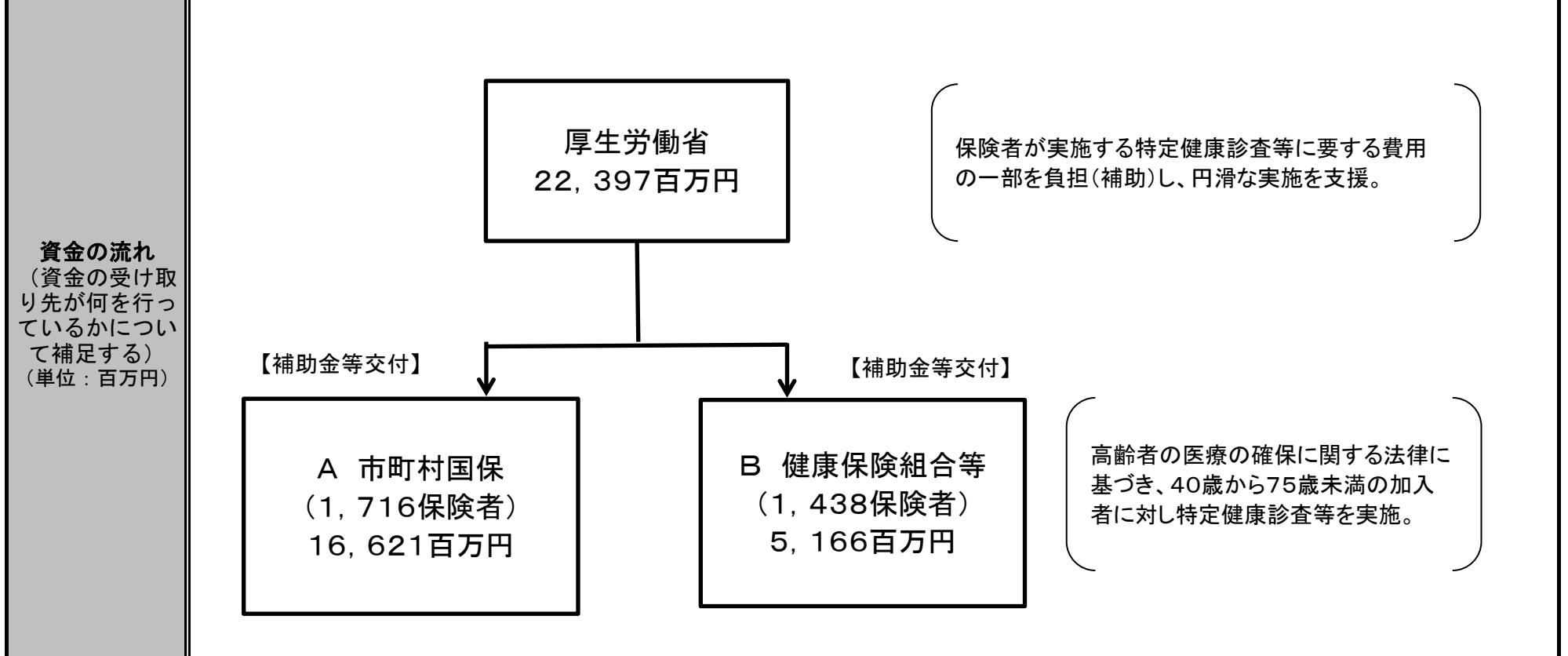
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	288	平成23年度	262	平成24年度	227	
平成25年度	267	平成26年度	280	平成27年度	289	
平成28年度	288					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



A.横浜市			B.全国健康保険協会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
委託費	医療機関等への特定健診等の実施に係る委託費	329	委託費	医療機関等への特定健診等の実施に係る委託費	1,935
計		329	計		1,935

費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	329	補助金等交付	-	-	-
2	名古屋市	3000020231002	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	296	補助金等交付	-	-	-
3	大阪市	6000020271004	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	242	補助金等交付	-	-	-
4	神戸市	9000020281000	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	167	補助金等交付	-	-	-
5	仙台市	8000020041009	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	146	補助金等交付	-	-	-
6	さいたま市	2000020111007	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	128	補助金等交付	-	-	-
7	川崎市	7000020141305	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	120	補助金等交付	-	-	-
8	足立区	2000020131211	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	120	補助金等交付	-	-	-
9	熊本市	9000020431001	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	116	補助金等交付	-	-	-
10	江戸川区	1000020131237	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	116	補助金等交付	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全国健康保険協会	7010005013337	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	1,935	補助金等交付	-	-	-
2	中央建設国民健康保険組合	-	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	75	補助金等交付	-	-	-
3	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	9700150003120	高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者が加入者に対して特定健康診査・特定保健指導を実施する。	73	補助金等交付	-	-	-

